

ひとり暮らしや高齢者のみでお住まいの方へ

日野市ひとり暮らし高齢者等安心サポート事業のお知らせ

【対象者】

◆ 下記の要件にすべて当てはまる方が対象です。

- ① 日野市の介護保険被保険者証を持ち、現在日野市にお住まいの方
- ② ひとり暮らしの方、高齢者又は他者の介護を行うことができない方と同居の場合
- ③ 住民税が非課税世帯の方
- ④ 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ⑤ 介護保険のケアプラン(居宅サービス計画書等)上で利用が必要とされている方

【サービス内容】

◆ 指定訪問介護事業者が下記のサービスを提供します。

- ① 介護保険の通院介助を利用する方で、医療機関での待ち時間の介助
 - ② 生活支援サービス(下記のサービス以外は利用できません)
 - ア 掃除
 - イ 洗濯
 - ウ ベッドメイク
 - エ 衣類の整理・被服の補修
 - オ 一般的な調理、配下膳
 - カ 買い物・薬の受け取り
- ※ 介護保険のサービスが利用できる場合は、介護保険を優先します。

【利用時間】

◆ 利用限度時間は、1ヶ月10時間までとなります。

1回当たり30分以上2時間以内(30分単位) ※2時間以上は自費になります

【費用】

◆ 1時間2,500円で、利用者負担が250円となります。

利用時間	利用者自己負担額	市負担額	合計
30分まで(1分～44分)	125円	1,125円	1,250円
1時間まで(45分～1時間14分)	250円	2,250円	2,500円
1時間30分まで(1時間15分～1時間44分)	375円	3,375円	3,750円
2時間まで(1時間45分～2時間)	500円	4,500円	5,000円

※生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者の利用者負担はありません。

【申請方法】

- ① 利用希望者(要介護・要支援)は、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ相談します。
 - ② 利用希望者又はケアプラン作成事業者は、居宅サービス計画書等を添えて、市へ申請します。
 - ◆ 提出書類として
 - ・「ひとり暮らし高齢者等安心サポート事業利用申請書兼派遣指示書」(第1号様式)
 - ・居宅サービス計画書(1表～3表)又は介護予防サービス・支援計画表(A表～C表)
- ※生活支援サービスについては、サービス利用票(写)、別表(写)も添付してください。

【注意事項】

- ・生活支援サービスは、ア～カ以外は認めていません。
- ・生活支援サービスは、介護保険のサービスが利用できる場合は、先に介護保険を優先します。
- ・医療機関での待ち時間介助・生活支援サービスはケアプランに位置付けをしてください。(第3表の計画表にも位置付けを記載してください。また、医療機関での待ち時間介助については週単位以外のサービスへ位置付けを記載してください。)
- ・申請後、許可が下りるまで1週間かかります。許可が下りるまで原則使えません。利用する1週間前までには申請してください。

【問い合わせ先】

日野市 健康福祉部 高齢福祉課 在宅支援係

〒191-8686

東京都日野市神明1-12-1

電話 042-585-1111(代表) 内線 2422・2423